

## 資料9 不納欠損縮減の取組みに関する調書

事業・取組み項目	内容
<b>業務課</b>	
1 納入期限内における 確実な収納の確保	<p>久喜宮代清掃センターでは、し尿処理手数料を中心として、集金人に収納業務を委託している。 手数料納入期限内に収納を確保できるよう、集金人の業務状況を随時確認し、必要に応じて指示や指導を行っている。</p> <hr/> <p>ごみ処理手数料の多くは、排出事業所への請求書の送付により手数料の納入を受けている。 特に年度末や出納整理期間にあつては、排出事業者との連絡を密にして手数料納入日の確約を得る等により、確実な収納の確保に努めている。</p>
2 滞納者の状況調査 の実施	<p>当組合のし尿処理手数料滞納の主な理由は、転出及び死亡である。 住民基本台帳法第12条の2の規定に基づく、滞納者の住民票交付の市町への請求や、当組合職員による現地調査を実施している。 そして請求宛が判明した場合は、手数料納入の通知により、収納の確保に努めている。 (本年度事例…宮代町内の2件に対し、住民票交付により転居先を確認し、処理手数料を収納。他5件督促中)</p>